武装紛争下で学校や大学を軍事目的使用から守るためのガイドライン

武装紛争の当事者は、軍事利益のために学校や大学を使用しないよう強く求められる。一定の使用は武装紛争関係法に違反しないものの、あらゆる当事者は、責任ある行動をとるために以下に掲げるガイドラインに沿って、生徒の安全と教育を侵害しないよう努めなければならない。

ガイドライン1:武力紛争の当事者の武装部隊は、開校中の学校や大学を軍事利益のために如何なる形でも使用してはならない。

- (a) この原則は通常の授業時間外で、週末および祝日休日、並びに長期休暇で一時的に閉校中の学校や大学にも適用する。
- (b) 武力紛争の当事者は、軍事的利益のため、学校や大学からの退去を、教育管理者に強制したりあるいはインセンティブを与えたりしてはならない。

ガイドライン2: 武力紛争の当事者である武装部隊は、学校や大学の使用以外に実行可能な代替策が皆無な酌量すべき事態や、同様の軍事的優位性を得る実行可能な手段が全くない場合のみを除き、武力紛争の危険に起因した放棄または退去後の学校や大学を軍事利益のため使用してはならない。学校や大学校舎以外の建物がよりよい選択肢として考えられるべきで、これはこうした建物が適地になかったり、適性を欠いている場合でも変わりはない。ただし、こうした建物が、特に国際人道法の保護下にある(例: 医療施設)場合はこれに当たらない。また、攻撃から全ての民用物を保護するため、実行可能な全ての事前警告措置をとらなければならない。

- (a) 放棄または退去後の学校や大学の使用は、必要不可欠な最短時間に限られなければならない。
- (b) 武力紛争の当事者である武装部隊は、軍事的利益のために使用していた放棄または退去後の学校や大学からの撤退後、生徒や職員の安全を危険にさらすことなく、教育当局者が実行可能な限り速やかに教育を再開できるようにしておかなければならない。
- (c) 軍事使用あるいは要塞化の痕跡あるいはそれを示唆するものは全て、戦闘部隊の撤退の後に完全に除去され、さらに教育機関のインフラに生じた損傷は、速やかかつ完全に修理されなければならない。特にあらゆる弾薬や不発弾あるいは戦闘行為の残存物は、当該現場から除去されなければならない。

ガイドライン3: 学校や大学は、武力紛争の敵対勢力が将来、当該学校または大学を使用する可能性を奪うために、意図的に破壊されてはならない。学校や大学は授業中、閉校中や祝日休日、退去済み、あるいは放棄されていても通常の民用物である。

ガイドライン4: 武力紛争の当事者である武装部隊が軍事利益のために使用する学校や大学は、状況によっては軍用物となった影響として攻撃される可能性がある。その一方で武力紛争の当事者勢力は、軍用物となった学校や大学を攻撃する前に、敵がその使用を止めない限り攻撃が間近に迫っていることを事前に警告することを含め、予断を許さない場合を除き、あらゆる実行可能な代替手段を検討しなければならない。

- (a) 軍用物になった学校に対するあらゆる攻撃に先立ち、武力紛争の当事者は、子どもは特別な尊重および保護を保障されていることを考慮しなければならない。加えて、学校の損傷あるいは破壊が地域社会の教育へのアクセスに長期的な悪影響をもたらす危険性に対する考慮も重要である。
- (b) ある武力紛争の当事者である武装部隊による、軍事利益のための学校や大学の使用は、敵対武装勢力が当該学校や大学を占拠し、自らの軍事利益のため使用し続けることの正当化にはならない。軍事使用あるいは要塞化の痕跡あるいはそれを示唆するものは全て、可及的速やかに除去され、当該施設は教育機能を果たすために、文民当局に返還されなければならない。

ガイドライン5: 武力紛争の当事者である戦闘部隊は、学校や大学に関連した警備を任務として就業してはならない。但し、当該機関の安全維持をめぐる代替手段が実行不可能な場合を除く。可能であれば、適切な警護を訓練された文民要員が警備の任務につくべきである。また、子ども、生徒および学校職員のより安全な場所への避難も必要に応じて考慮されるべきだ。

(a) このような戦闘部隊が学校や大学に関連した警護任務に従事する場合、学校や大学の正統な民用物としての地位が損なわれたり 学習環境が乱されたりすることを避けるため、校庭や校舎への戦闘部隊の配置は可能な限り避けなければならない。

ガイドライン6: 武力紛争の全当事者は、指揮系統全体での適切な行動を促進するため、可能な限りかつ必要に応じて、上記のガイドラインをたとえば自らの基本施策、教練書、交戦規則、作戦命令、その他の教宣手段に盛り込まなければならない。武力紛争の当事者が、これにもつとも適した実施方法を策定せねばならない。